

騒音規制法で届出が必要な特定施設

1	金属加工機械 イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る。) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシーン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。) ヘ せん断機(原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤーフォーミングマシン リ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(と石を用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る) ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る)
6	穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
7	木材加工機械 イ ドラムバッカー ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。) ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。) ホ 丸のこ盤(帯のこ盤と同じ) ヘ かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機 (原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成型機
11	鋳型造型機 (ジョルト式のものに限る。)

